

堺市公民連携ガイドライン

令和7年4月
堺市 市長公室 政策企画部

1. 公民連携の概要・・・・・・・・・・	1
2. 堺市の公民連携の現状と課題・・・・・・・・	2
3. 堺市が公民連携を進める目的・・・・・・・・	3
4. 堺市がめざす公民連携の姿・・・・・・・・	4
5. 公民連携窓口の設置・・・・・・・・・・	5
6. 公民連携窓口の役割	
(1) 一元的窓口機能・・・・・・・・・・	6
(2) コネクト機能とコーディネート機能・・・・・・・・	7
(3) 情報一元化・共有化機能・・・・・・・・	8
7. 公民連携を進める原則・・・・・・・・・・	9
8. 公民連携のプロセス・・・・・・・・・・	10
9. 公民連携手法	
(1) 包括連携協定・事業連携協定・・・・・・・・	11
(2) その他の連携手法・・・・・・・・・・	12
(3) 連携における留意事項・・・・・・・・	13

1. 公民連携の概要

- ・公民連携とは、行政と民間事業者が連携し、地域の活性化や社会課題の解決、新しい価値の提供などに取り組むことです。
- ・具体的には、PFIや指定管理者制度など民間ノウハウを活用した公共サービスの提供など、民間の知恵・アイデア、資金や技術、ノウハウを行政運営に取り入れる様々な手法があります。

公民連携【PPP(Public Private Partnership)】

P F I

Park-PFI

指定管理者制度

S I B

ネーミングライツ

広告掲載

企業投資
観光振興
地域産業振興

エリアマネジメント

シェアリング
エコノミー

※主な手法・取組を掲載

地域の課題解決
に向けた活動

【公共サービス提供型】

【財産活用型】

【規制・緩和・誘導型】

【地域課題解決型】

行政の関与の範囲

2. 堺市の公民連携の現状と課題

現状

- 行財政改革の取組として、PFI手法や指定管理者制度の導入など民間活力を活用
- 防災、健康、子育てなど幅広い分野にわたって包括連携協定を締結（令和2年7月現在：企業7・大学7）

課題

- ◆ 民間企業等から、本市との連携事業の実施に向けた相談や提案を受け付けたり、関係局と調整したりする窓口が不明確であった。
- ◆ 公民連携に関する実施事業の知見やノウハウなどの蓄積や、庁内外への伝達を行う組織がなかった。



連携事業を新たに創出できず、そもそも実施できなかつたり、新たな連携事業の拡大に向けた取組が不十分であった。

3. 堺市が公民連携を進める目的

(1) 質の高い市民サービスの持続的な提供

限られた経営資源で市民から期待されるサービスを提供するために、民間企業等の知恵やノウハウを活用し、質の高い住民サービスの持続的な提供をめざします。

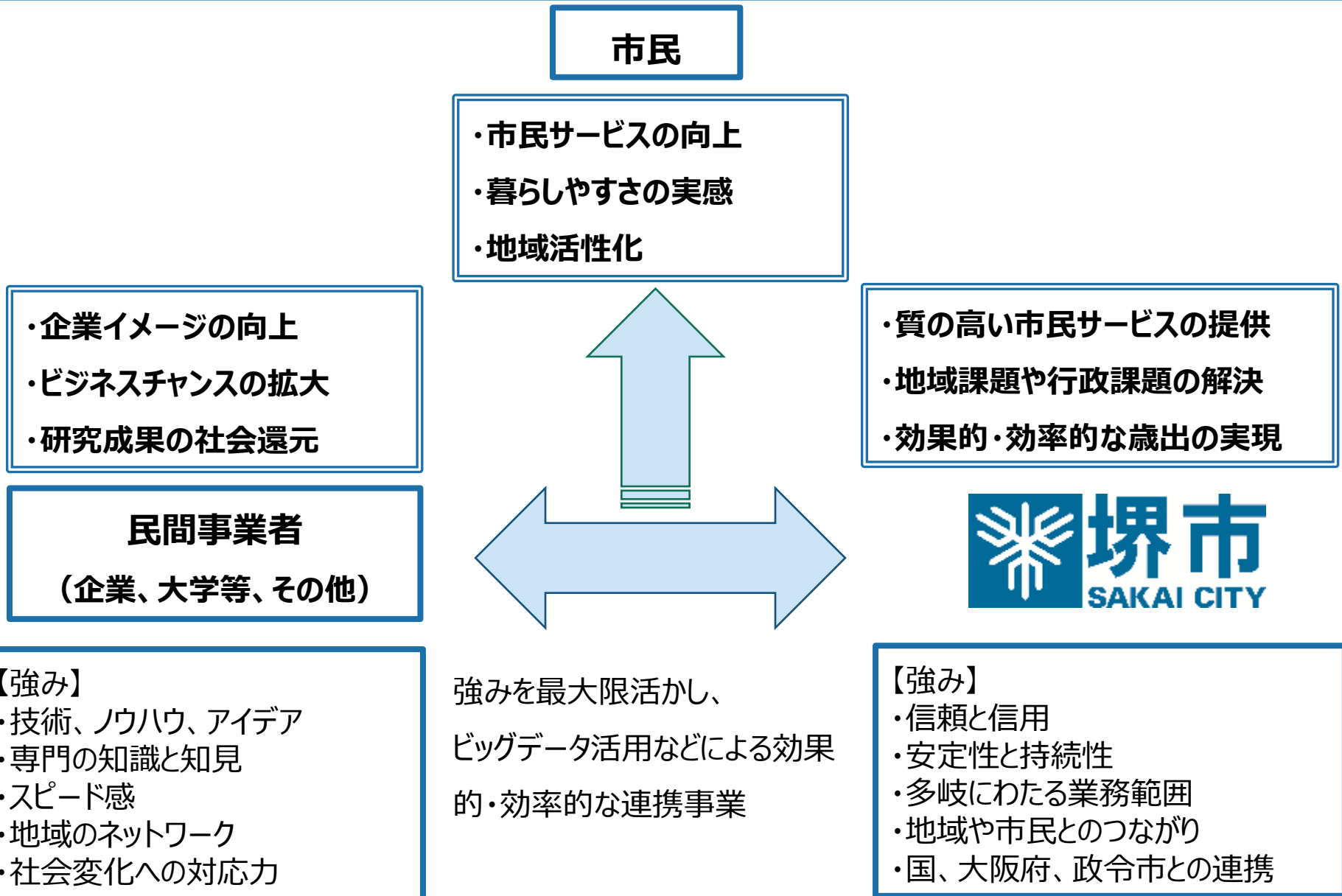
(2) 効果的・効率的な歳出の実現

これまで本市が提供していたサービスについて、民間企業等と連携することで、より少ない経費でより大きい効果を挙げられるよう、費用対効果の最大化をめざします。

(3) 地域活性化

民間事業者が行政を通じて地域とのつながりを深め、地域への投資やビジネス交流、ボランティア参加などの促進による、地域の活性化をめざします。

4. 堺市がめざす公民連携の姿



5. 公民連携窓口の設置

さかい・コネクテッド・デスク（略称SCD）（政策企画部内に公民連携窓口）

【一元的窓口】 民間に開かれた対話の窓口を一元化

【コネクト】 民間からの提案を適切な部局へ「つなぐ」

【スピード感】 すべての案件に、スピード感を持って対応

さかい・コネクテッド・デスク

民間事業者

企業
大学・
専門学校等
その他

相談・提案



提案・調整



(1) 一元的窓口機能

(2) ①「つなぐ」コネクト機能
②「事業化」コーディネート機能

(3) 情報一元化・共有化

提案・調整



課題等の
吸い上げ



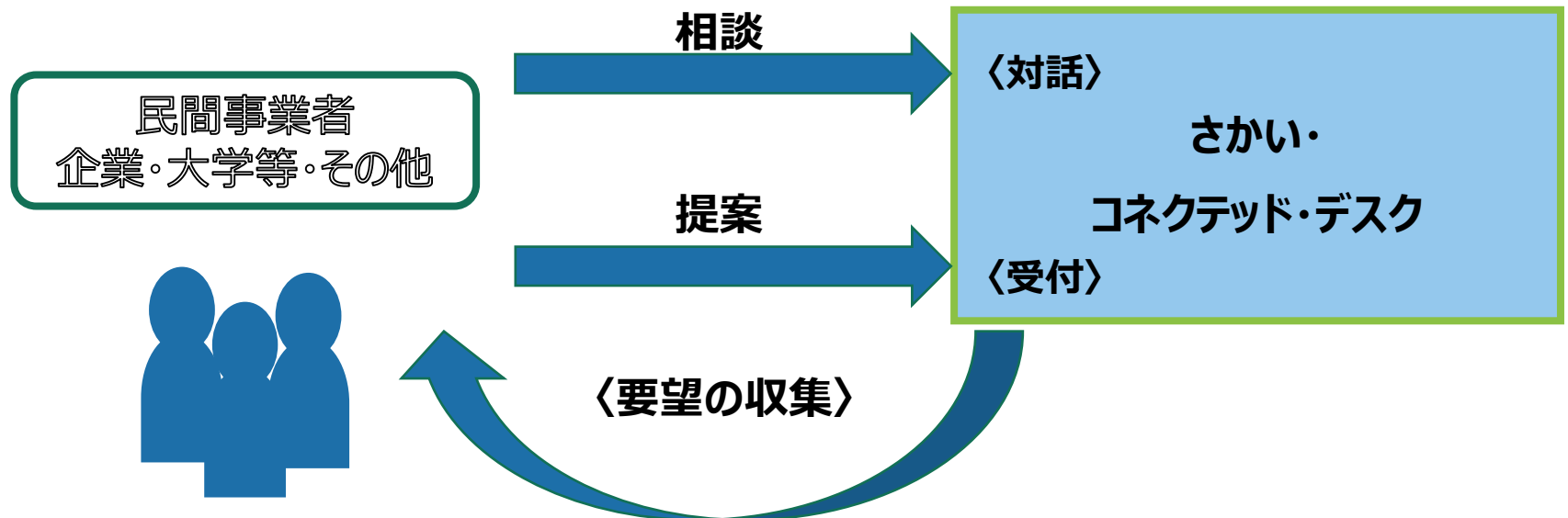
ノウハウ
の共有

庁内事業課

6. 公民連携窓口の役割

(1) 一元的窓口機能

開かれた対話の窓口として、民間事業者からの公民連携に関するお問合せなどに一元的に対応するとともに、要望の収集を行います。



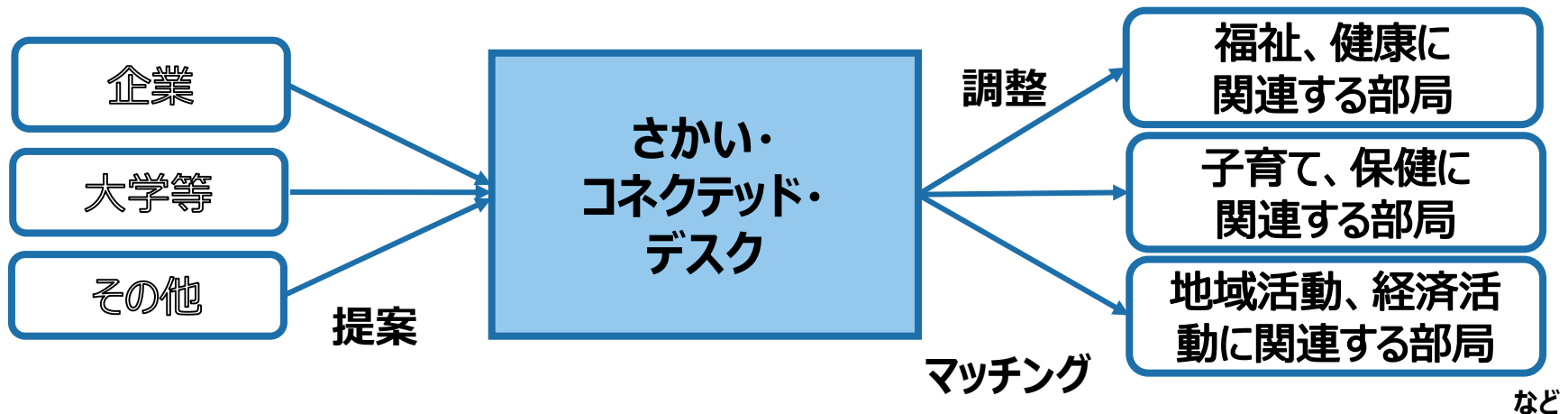
(2) コネクト機能とコーディネート機能

①「つなぐ」コネクト機能

- ・ 受け付けた提案について、庁内の適切な部局へスピード感をもってつなぎます。

②「事業化」コーディネート機能

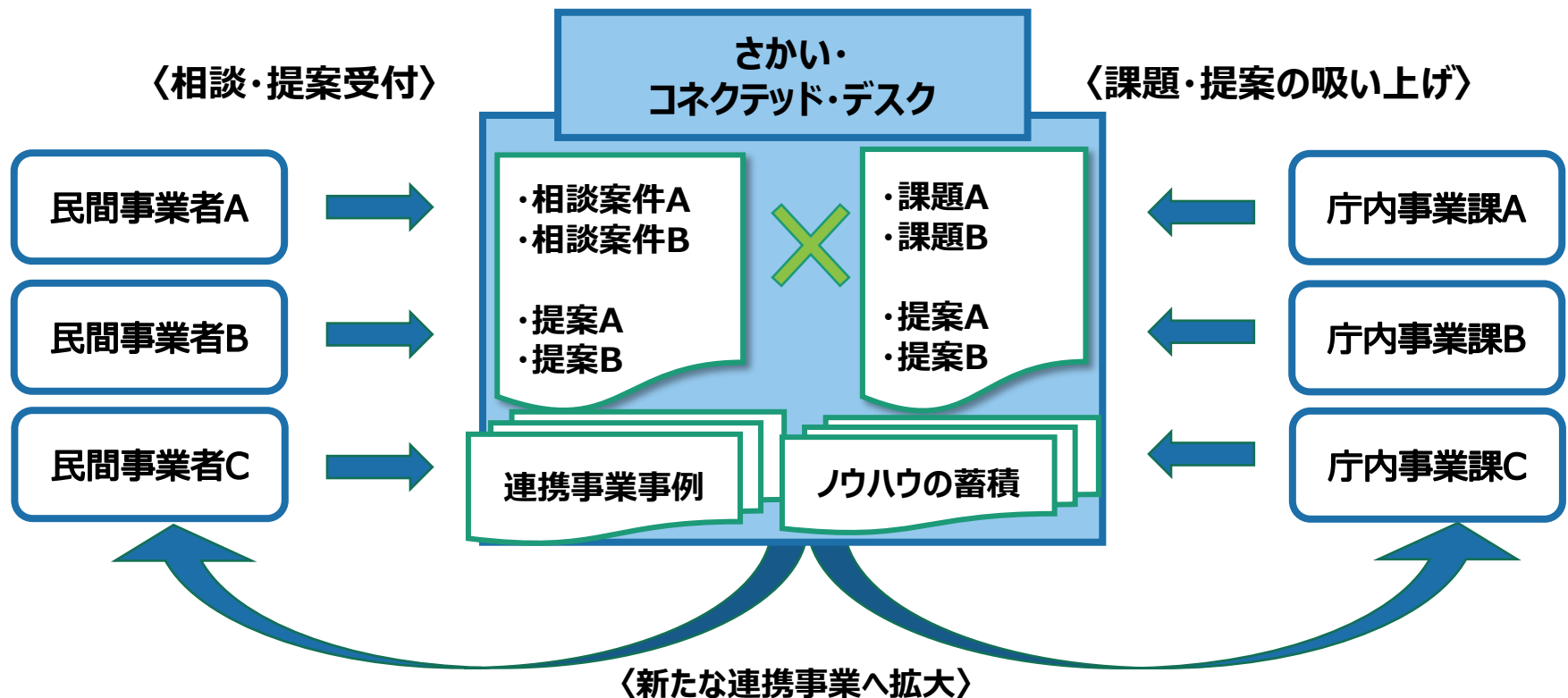
- ・ 民間事業者と庁内各事業部局、双方の要望や提案をよく聴き、連携事業の実施に向けた調整を行います。
- ・ 連携が双方にとってWin-Winの関係となるよう、伴走します。



6. 公民連携窓口の役割

(3) 情報一元化・共有化機能

- ・庁内で寄せられた提案や課題、実施した全ての連携事業の内容、知見やノウハウなどを収集し、一元的に管理します。
- ・蓄積した連携事業の内容やノウハウを庁内で共有したり、民間事業者に情報提供したりするなど、新たな連携事業の取組を促します。



7. 公民連携を進める原則

(1) 公平性確保

- ・全ての民間事業者に提案の機会を確保します。

(2) 対話と対等

- ・市民サービスの向上等に資する連携となるよう継続的な対話を重視します。
- ・提案の実現に向け、対等なパートナーとして信頼関係を築きます。

(3) 目標共有

- ・市民サービスの向上や地域活性化等の目標を共有し、その中でお互いのメリットを見だし、互恵的な関係（Win-Winの関係）を構築します。

(4) 役割分担と責任明確化

- ・共通の目標達成に向け、民間事業者と市は相互の能力を最大限発揮できるように、連携事業の役割分担を明確にします。
- ・連携事業における様々なリスクを想定し、責任の所在について明確にします。

(5) 透明性確保とアイデアの保護

- ・実施する連携事業は公開することを基本としますが、民間事業者の独自のアイデアのうち、協議の結果、保護すべき情報は保護します。

8. 公民連携のプロセス

1. 連携事業の提案

(1) 自由提案型

技術や経験等を活かした自由な発想による行政サービス向上などの提案を募集します

(2) 課題提示型

市が抱える課題や求めたいアイデアなどの提案を募集します

2. 連携手法の検討

- ・対話を通じて、民間事業者と市が目標を共有し、事業化へ向けた検討
- ・対話の結果、庁内事業課等と調整しながら事業化の可否を検討、協定締結の有無、公募の必要性など最適な公民連携手法を検討

(1) 包括連携協定・事業連携協定
(複数分野) (特定分野)

(2) その他の連携手法
(PFI、P-PFI、指定管理者制度等)

連携事業の実施

3. 事業者の選定

(手法決定後、事業目的や内容等を踏まえ、入札、プロポーザル等を実施)

9. 公民連携手法

(1) 包括連携協定・事業連携協定

防災、環境、福祉、産業、観光、堺市のPRなどへの取組を市と連携して行う場合、基本的な取り決めを定めた協定を締結します。

- ・包括連携協定 = 市政の複数の分野において連携する場合
- ・事業連携協定 = 特定の分野で連携する場合

【取組（例）】

- ・防災活動や災害等、有事の際の支援
- ・環境保全、リサイクル活動
- ・高齢者、子どもの見守りなど、地域の安心・安全活動
- ・地場産品の販路拡大支援
- ・企業、大学等のネットワークを活かした観光推進
- ・市の啓発ポスター掲示やチラシの配架
- ・市民、事業者向けイベント、セミナーの開催 など



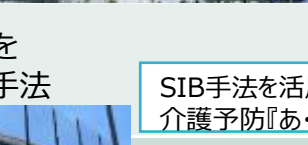
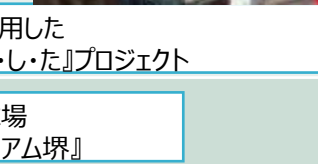
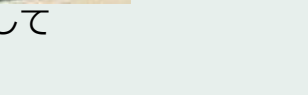
包括連携協定に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止啓発ポスターの掲示（イオン北花田店）

9. 公民連携手法

(2) その他の連携手法

取組みの目的や性質に応じて、以下のような公民連携手法を選択することにより実施していきます（複数の手法を組み合わせる場合もあります）。

※市の財政負担を伴うものや、広く事業者を募集する必要があると判断した場合などは、入札、プロポーザル等を実施します。

主な連携手法	概要		
PFI	民間の資金・経営能力・技術力を活かして公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法 クリーンセンター臨海工場		
Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、その周辺の園路、広場等の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う手法 大蓮公園		
指定管理者制度	民間のアイデア、ノウハウを活かして公の施設の管理、運営を行う手法 スポーツ施設『のびやか健康館』		
ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB)	社会的課題の解決に向けて、民間事業者と市が成果連動型契約を結び、民間事業者が資金提供者から資金を募り事業を実施する手法 SIB手法を活用した介護予防『あ・し・た』プロジェクト		
ネーミングライツ	公共施設等の名称に企業名や商品名、愛称などをつける権利でその対価により施設等の運営等に役立てる手法 原池公園野球場『くら寿司スタジアム堺』		
広告掲載	市のホームページ、広報、印刷物等を民間事業者の広告媒体として活用する手法 公用車		

(3) 連携における留意事項

包括連携協定に係る運用指針について

企業等との包括連携協定の締結及びそれに基づく連携の実施については以下のとおりとします。

協定の締結について

企業等が業務停止や許可の取消し、入札参加停止措置等、期間を定めた行政処分等を受けている期間は新たな協定は締結しません。（協定の更新は除く。）

このほか、市民の理解を得ることが明らかに難しい場合は、個別に締結の妥当性を判断します。

連携事業等の実施について

行政処分等を受けている期間中は、当該処分事案の本市への直接的な影響などを勘案し、事業の内容や連携手法をもとに連携の実施可否を判断します。



**未来の堺を共に創るため、
みなさまの積極的な提案・連携をお願いします！**

市長公室 政策企画部 公民連携課

■場 所：堺市役所本館4階

■連絡先：TEL:072-228-0289 FAX:072-222-9694

E-mail : koumin@city.sakai.lg.jp